

○茨城県立医療大学学長企画室設置要項

(設置)

第1条 茨城県立医療大学（以下「本学」という。）に、大学運営を円滑に遂行するため、学長企画室をおく。

(任務)

第2条 学長企画室は、学長の下、戦略的な大学運営に関し統括的な観点から、調査分析及び企画立案することをその任務とする。

(組織)

第3条 学長企画室は、学長が指名する者をもって組織する。

2 学長企画室に室長を置き、前項の者のうちから学長が指名する。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、学長企画室に関し必要な事項は、学長が定める。

(事務)

第5条 学長企画室に関する事務は、事務局総務課において処理する。

付 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する

付 則

この要項は、平成29年12月14日から施行する

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する